

一般財団法人さいたま住宅検査センター  
BELS評価業務料金規程

**(目的)**

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人さいたま住宅検査センターBELS評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人さいたま住宅検査センター(以下「センター」という。)がBELS評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

**(評価料金)**

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金は、別表1から別表4に掲げるとおりとする。

**(評価料金の納入)**

第3条 申請者は、評価料金を銀行振込等により納入するものとする。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 センター及び申請者は、別途協議により、一括納入その他別の方法をとることができる。

**(評価料金を減額するための要件)**

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 当該業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- (2) その他センターが必要と認めたとき。

**(評価料金を増額するための要件)**

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができる。

- (1) 申請者の非協力その他センターの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期となったとき。
- (2) 別表1から別表4に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ評価が行えないとセンターが判断したとき。

**(評価料金の返還)**

第6条 納入された評価料金は返還しないものとする。ただし、センターの責めに帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

**附 則**

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和元年9月9日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

別表 1

非住宅建築物（建築物 1 棟あたり）

単位：円（税込み）

床面積	評価方法	非住宅建築物の用途の手数料		
		①. ホテル、病院、集会所及びこれらに類する用途	②. ①③以外	③. 工場 ※
300 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	176,000	110,000	88,000
	モデル建物法	88,000	55,000	44,000
300 m <sup>2</sup> 超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	220,000	154,000	110,000
	モデル建物法	110,000	77,000	55,000
1,000 m <sup>2</sup> 超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	264,000	176,000	132,000
	モデル建物法	132,000	88,000	66,000
2,000 m <sup>2</sup> 超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	418,000	286,000	220,000
	モデル建物法	209,000	143,000	110,000
5,000 m <sup>2</sup> 超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	528,000	352,000	264,000
	モデル建物法	264,000	176,000	132,000
10,000 m <sup>2</sup> 超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	660,000	418,000	308,000
	モデル建物法	330,000	209,000	154,000
20,000 m <sup>2</sup> 超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	814,000	528,000	396,000
	モデル建物法	407,000	264,000	198,000
50,000 m <sup>2</sup> 超え 100,000 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	1,034,000	682,000	506,000
	モデル建物法	517,000	341,000	253,000
100,000 m <sup>2</sup> 超え 200,000 m <sup>2</sup> 以内	標準入力法 主要室入力法	1,210,000	825,000	715,000
	モデル建物法	715,000	528,000	418,000
200,000 m <sup>2</sup> 超え	標準入力法 主要室入力法	1,595,000	1,045,000	880,000
	モデル建物法	990,000	660,000	528,000

※ 建築物の用途で工場等とは、評価対象が照明設備のみである工場、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとする。

別表2

住宅（一戸建ての住宅）

単位：円（税込み）

種別	手数料
一戸建ての住宅	33,000

別表3

住宅（共同住宅等）

単位：円（税込み）

種別		手数料	備考（加算の要件等）			
住宅のみ	住宅戸数が一戸のみの場合	一般	33,000	※Nは適合証必要戸数を示す		
		審査省略可能な場合	5,500			
	住宅部分の申請に係る戸数（住戸）	一般	2～10戸以下		$33,000 + N \times 8,800$	
			11～30戸以下		$66,000 + N \times 5,500$	
			31戸以上		$132,000 + N \times 3,300$	
	審査省略可能な場合	$N \times 3,300$				
住棟のみ ①又は②+③	住宅戸数が一戸のみの場合①	一般	33,000	※Mは全戸数を示す		
		審査省略可能な場合	5,500			
	住宅部分の全戸数（住戸）②	一般	2～10戸以下		$33,000 + M \times 7,700$	
			11～30戸以下		$66,000 + M \times 4,400$	
			31戸以上		$132,000 + M \times 2,200$	
			審査省略可能な場合		$M \times 3,300$	
	共用部の床面積の合計（共用部）③		300㎡以内		33,000	
			300㎡超～1,000㎡以内		55,000	
			1,000㎡超～5,000㎡以内		110,000	
			5,000㎡超え		165,000	
住棟+住戸 ①又は②+③+④	住宅戸数が1戸のみの場合①	一般	33,000	※Mは全戸数を示す		
		審査省略可能な場合	5,500			
	住宅部分の全戸数（住戸）②	一般	2～10戸以下		$33,000 + M \times 7,700$	
			11～30戸以下		$66,000 + M \times 4,400$	
			31戸以上		$132,000 + M \times 2,200$	
			審査省略可能な場合		$M \times 3,300$	
	適合証の必要住宅戸数③		②の一般のみ		$N \times 1,100$	※Nは適合証必要戸数を示す
	共用部分の床面積の合計（共用部）④		300㎡以内		33,000	
			300㎡超～1,000㎡以内		55,000	
			1,000㎡超～5,000㎡以内		110,000	
		5,000㎡超え	165,000			

別表 4

別表 1 から別表 3 以外の料金

単位:円(税込み)

1. 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合は、別表 1 の料金に別表 2 又は別表 3 の料金を合計した額とする。
2. 再発行料金は、1 通につき 5,500 円とする。
3. 変更申請の料金は、別表 1 から別表 3 の料金に 0.5 を乗じた額とする。
4. 改修前後の B E I 等の値を評価する場合は、別表 1 から別表 3 の料金に 0.5 を乗じた料金を加算する。
5. センターから建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る適合通知書等の交付を受けた建築物の申請料金は、5,500 円とする。
6. シール、プレート及びその電子データの交付料金は、別途見積りとする。